

## ①特定荷主等の規模要件について

## 1. 規模要件とする指標について

新たな制度で報告の対象となる「特定荷主等」の規模要件については、事業所ごとの貨物取扱量の正確な把握は困難であるため、指標の客観性や把握の容易性の観点から、企業・事業所の規模を示す資本金額及び延べ建築面積・敷地面積を用いることとする。

なお、他の規模要件としては従業者規模も考えられるが、昨今の雇用形態の複雑化や経済変動による流動性等を考慮し、特定荷主等の規模要件には採用しないこととする。

## 2. 規模要件の算定について

- ① 国土交通省では、物流センサスとして、貨物が発生する主な4産業（鉱業・製造業・卸売業・倉庫業）の貨物流動量を調査している。これらの4産業のうち、倉庫業については主に中継施設と考えられることから、残りの3産業の事業所が対策地域内の主な荷主と想定される。
  - ② これらの各事業場が出荷する貨物で、製造業が8割程度を占めている。（データ1）このことから、最大の荷主と想定される製造業の事業所規模を中心として特定荷主の規模要件を算定する。
  - ③ 物流センサス及び経済センサスから試算すると、製造業事業所のうち、事業場あたり年間出荷規模3万トン以上の事業所を把握することで、出荷される貨物のうち7割程度を捕捉できる。（データ2）
  - ④ 物流センサスによると、製造業で年間出荷量3万トン以上の事業所は、従業員規模100人以上の事業所に相当する。（データ3）
  - ⑤ 経済センサスによると、従業員規模100人以上の事業所は、おおむね資本金3億円以上の事業所に相当する。（データ4）
  - ⑤' 工業統計によると、従業員規模100人以上の事業所は、おおむね延べ建築面積1万 $\text{m}^2$ 以上の事業所、もしくは敷地面積3万 $\text{m}^2$ 以上の事業所に相当する。（データ5）
- 以上のことから、特定荷主等の規模要件については次のとおりとする。

資本金の額等が3億円を超え、かつ、県の対策区域内に建物の延べ面積が1万 $\text{m}^2$ 超の事業所又は敷地面積3万 $\text{m}^2$ 超の事業所を有するもの。

- 参考資料：物流センサス：第9回全国貨物準流動調査（国土交通省）  
 工業統計：平成22年工業統計調査（経済産業省）  
 経済センサス：平成21年経済センサス－基礎調査（総務省統計局）

## 3. 捕捉できる貨物量について

主な荷主と想定される3産業それぞれに、上記の規模要件をあてはめると、以下のとおり貨物量全体の6割程度の貨物を捕捉できると推測される。

製造業：データ1より、輸送量全体の80%程度を占めており、データ2よりそのうち70%程度を捕

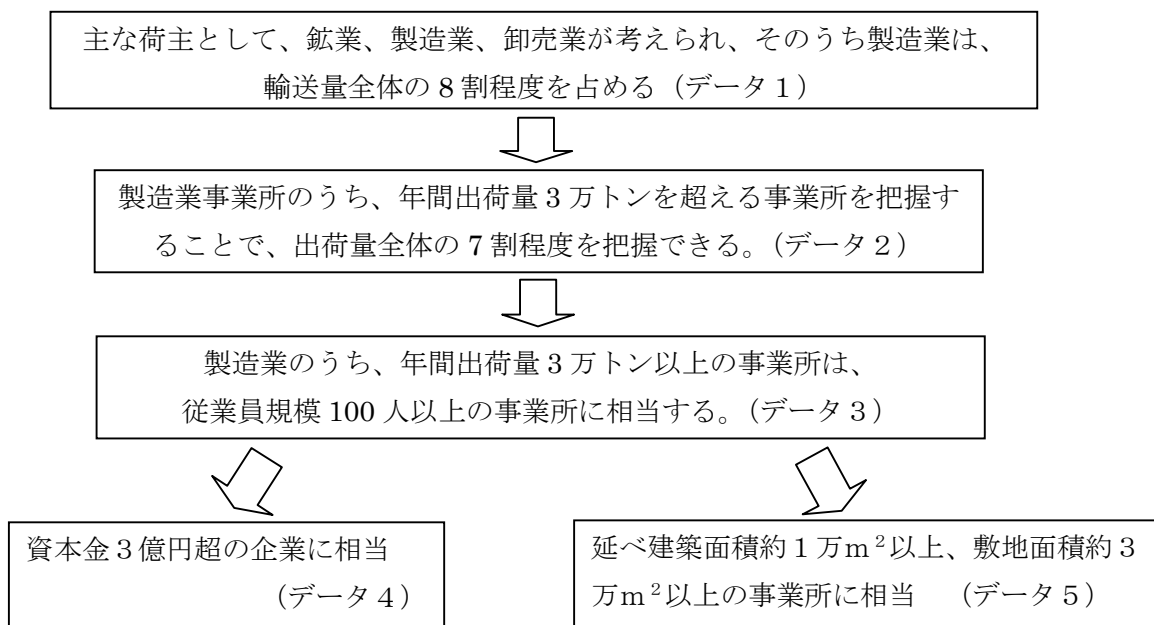
捉できることから、全体の 6 割程度を捕捉できると推測される。

鉱業 : データ 1 より、輸送量全体の 12%程度を占めている。経済センサスによると、県内鉱業事業者の資本金は、おおむね 1 億円未満であるため、特定荷主には該当しないと推測される。

卸売業 : データ 1 より、輸送量全体の 8%程度を占めている。経済センサス及び物流センサスによると、県内卸売業事業者は資本金、敷地面積ともに比較的小規模な事業者が多く、規模要件には該当しないと推測される。

#### 4. まとめ

検討した手順は次のとおりである。



(データ1)

県内事業所から出荷される主な貨物量を試算したところ、製造業が80.6%を占めている。

表1. 産業別出荷量 (単位: t)

	鉱業	製造業	卸売業	計
出荷量	8,017,665	54,379,926	5,100,004	67,497,595
割合	11.9%	80.6%	7.5%	100%

※ 物流センサスより試算。

(データ2)

物流センサス及び経済センサスを用いて、県内製造業事業所について、事業所あたりの年間出荷規模別の年間出荷量の合計に対する全事業所の年間出荷量合計の捕捉率を試算すると表2のとおりとなり、年間出荷量がおおむね3万トン以上の事業所の状況を把握することで、出荷される貨物全体のうち7割程度を捕捉できる。

表2. 年間出荷量(製造業、県内)

事業所あたりの年間出荷規模別		年間出荷量の合計(t)	出荷量の捕捉率(%)
総数		54,379,926	100.0
出 荷 規 模 別	1,000t 以上	53,331,750	98.1
	3,000t 以上	51,941,756	95.5
	10,000t 以上	49,915,856	91.8
	30,000t 以上	38,256,176	70.3
	100,000t 以上	26,336,128	48.4

※ 物流センサス及び経済センサスより試算。

(データ 3)

物流センサスによると、従業者規模別の事業所あたりの年間出荷量は表 3 のとおりとなり、年間出荷量 3 万トン以上の事業所は、おおむね従業員数 100 人以上の事業所に相当する。

表 3. 製造業事業所の従業者規模別の年間出荷量

従業者規模(人)	事業所あたりの年間出荷量(t)
4～19	1,732
20～29	7,599
30～49	7,479
50～99	11,165
100～199	28,600
200～299	40,573
300～499	182,820
500～999	96,829
1,000～	282,393

(データ 4)

経済センサスによると、製造業の企業常用雇用者規模別の平均資本金は、表 3 のとおりとなる。製造業事業所の大部分が単独事業所のため、従業者数 100 人以上の事業所の平均資本金は、おおむね 3 億円程度となると考えられる。

表 4. 製造業の企業常用雇用者数規模別平均資本金

従業者数規模 (人)	～19	20～29	30～49	50～99	100～ 299	300～ 999	1,000～
平均資本金 (百万円)	14	29	42	82	277	1,205	3,612

※ 経済センサスより試算。

(データ 5)

工業統計によると、従業者規模別の事業所当たりの延べ建築面積、敷地面積は表 5 のとおりとなり、従業者数 100 人以上の事業所は、おおむね延べ建築面積 1 万 m<sup>2</sup> 以上の事業所、敷地面積が 3 万 m<sup>2</sup> 以上の事業所に相当する。

表5. 従業者規模別の延べ建築面積・敷地面積

従業者規模 (人)	事業所あたりの 延べ建築面積(m <sup>2</sup> )	事業所あたりの 敷地面積(m <sup>2</sup> )
30～49	3,525	9,573
50～99	6,181	15,916
100～199	12,401	33,195
200～299	22,530	62,268
300～499	33,420	103,083
500～	111,922	283,630

※ 工業統計より試算。

(参考) 他府県の特定期主の要件

府県	特定荷主の要件	備考
愛知県 (貨物自動車等の車種規制 非適合車の使用抑制に関する要綱)	資本金の額等が 3 億円を超え、かつ、県の 対策区域内に建物の延べ面積が 1 万 m <sup>2</sup> 超 の事業所又は敷地面積 3 万 m <sup>2</sup> 超の事業所 を有するもの。	対象は全業種
大阪府 (大阪府生活環境の保全等 に関する条例)	上記と同じ	上記と同じ